

平成28年第5回市議会定例会 付議案件一覧  
(12月14日追加提案分)

平成28年12月14日現在

議案案件 13件 (条例議案=2件、予算議案=11件)

請 願 1件

◎ 以下の表の右欄「ページ」に「※」を付したものの本文は、議会事務局で閲覧できます

○ 条例議案 2件 新旧対照表を参照

頁

1・ 2	議案第178号	都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	1
	議案第179号	都城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	5
	人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて、特別職の職員及び議員並びに一般職の職員の給与等を改定するため、関係条例について所要の改正を行うもの		

○ 予算議案 11件

頁

3	議案第180号	平成28年度都城市一般会計補正予算(第5号)	※
4	議案第181号	平成28年度都城市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	※
5	議案第182号	平成28年度都城市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	※
6	議案第183号	平成28年度都城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	※
7	議案第184号	平成28年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)	※
8	議案第185号	平成28年度都城市農業集落下水道事業特別会計補正予算(第1号)	※
9	議案第186号	平成28年度都城市介護保険特別会計補正予算(第4号)	※
10	議案第187号	平成28年度都城市御池簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	※
11	議案第188号	平成28年度都城市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	※
12	議案第189号	平成28年度都城市電気事業特別会計補正予算(第2号)	※
13	議案第190号	平成28年度都城市水道事業会計補正予算(第2号)	※

○ 請 願 1件

頁

18	請願28第4号	中小自営業者婦人・家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の採択を求めることに関する請願書	18
----	---------	--	----

平成28年第5回都城市議会定例会（12月追加）

（議案第178号～第190号）

議案第 178 号

都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の  
制定について

都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり  
制定する。

平成 28 年 12 月 14 日提出

都城市長 池 田 宜 永



都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(都城市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 都城市特別職の職員の給与に関する条例（平成18年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 都城市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成18年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第201号」を「昭和25年法律第261号」に改める。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成20年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第6条 都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条、第3条及び第5条の規定は公布の日から、第2条、第4条

及び第6条の規定は平成29年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の都城市特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第5条第2項の規定及び第5条の規定による改正後の都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定は、平成28年12月1日から適用する。

議案第 179 号

都城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の  
制定について

都城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり  
制定する。

平成 28 年 12 月 14 日提出

都城市長 池 田 宜 永





都城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(都城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 都城市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第18条の6第2項第1号中「100分の80」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改める。

附則第11項中「100分の1.2」を「100分の1.35」に、「100分の80」を「100分の90」に改める。

別表第1を次のように改める。

次のよう～別紙

第2条 都城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第9条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

第10条第1項中「いずれかに該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合においてその職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「、その者」を「その者」に、「扶養親族がない」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその」に、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては、」を「生じたときは」に、「、それぞれ」を「それぞれ」に、「、その事実」を「その事実」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌日（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第18条の6第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

附則第11項中「100分の1.35」を「100分の1.275」に、「100分の90」を「100分の85」に改める。

(都城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 都城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年条例第291号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第15条第7項中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

(都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	150,500円	161,700円	178,200円	191,700円	202,700円

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条及び第4条の規定は公布の日から、第3条中都城市企業職員

の給与の種類及び基準に関する条例第15条第7項の改正規定は平成29年1月1日から、第2条の規定及び第3条中都城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条第2項の改正規定は平成29年4月1日から施行する。

2 次の各号に定める規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定による改正後の都城市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1及び第4条の規定による改正後の都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員採用条例」という。）の規定 平成28年4月1日

(2) 第1条の規定による改正後の給与条例第18条の6第2項及び附則第11項の規定 平成28年12月1日

（平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例（以下この項において「第2条改正給与条例」という。）第9条第2項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条改正給与条例第9条第3項並びに第10条第1項及び第3項の規定の適用については、次の表のとおり読み替えるものとする。

読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条第3項	前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）について1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円	前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については1万円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については1万円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親

		族たる父母等」という。) については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)
第10条第1項	その旨	その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)
	(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)	(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)
		(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
		(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く

		。)
第10条第3項	の改定	<p>の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶</p>

4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第3条の規定による改正後の都城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条第2項第3号から第6号までの規定は適用しないものとする。

(適用日前の異動者の号給の調整)

5 平成28年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

6 改正後の給与条例及び改正後の任期付職員採用条例の規定を適用する場合には、改正前の都城市一般職の職員の給与に関する条例及び改正前の都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例及び改正後の任期付職員採用条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

7 前4項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 別紙

別表第1（第4条関係）

職 員 の 区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000

22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200



51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400	
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700	
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000	
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200	
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700	
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000	

80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200	
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400	
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700	
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000	
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200	
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400	
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500		
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800		
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000		
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200		
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500		
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800		
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000		
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200		
94		294,000	341,800	380,700			
95		294,400	342,300	381,100			
96		294,800	342,700	381,500			
97		295,000	342,800	381,800			
98		295,300	343,300	382,300			
99		295,700	343,700	382,700			
100		296,100	344,000	383,100			
101		296,300	344,300	383,400			
102		296,600	344,700				
103		297,000	345,100				
104		297,300	345,500				
105		297,500	346,000				
106		297,800	346,400				
107		298,200	346,800				
108		298,500	347,200				

	109		298,700	347,700				
	110		299,100	348,100				
	111		299,500	348,400				
	112		299,800	348,700				
	113		299,900	349,200				
	114		300,200					
	115		300,500					
	116		300,900					
	117		301,100					
	118		301,300					
	119		301,600					
	120		301,900					
	121		302,300					
	122		302,500					
	123		302,800					
	124		303,100					
	125		303,400					
再 任 用 職 員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000

平成 28 年第 5 回都城市議会定例会付議請願件名表

番 号	件 名	頁
請願 28 第 4 号	中小自営業者婦人・家族従業者の人権保障のため「所得税法第 56 条の廃止を求める意見書」の採択を求めることに関する請願書	1





中小自営業者婦人・家族従業者の人権保障のため  
「所得税法第 56 条の廃止を求める意見書」の採  
択を求めることに関する請願書

紹介議員

森 りえ  
児玉 優一  
広瀬 功三

(請願の要旨)

中小自営業者婦人・家族従業者の人権保障のため「所得税法第 56 条の廃止を求める意見書」の採択を求めることについて

(請願の理由)

私たち小規模企業者は、地域経済の担い手として本市経済の発展に貢献してきました。

その小規模企業者にとって、家族従業者は非常に大きな支えになっておりますが、所得税法第 56 条では、その家族従業者の労働対価は、税法上「配偶者とその家族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文要旨)により、必要経費と認められていません。

同法第 57 条では、青色申告を行うことにより、必要経費への参入が認められることとされておりますが、いわゆる白色申告では、事業主の所得からの控除額として配偶者が 86 万円その他の親族では 50 万円が認められているだけです。

世界の主要国では、一定の要件の下で必要経費として認められており、現在の日本の所得税法上の取扱いは、家族従業者の労働が適正に評価されているとはいいがたく、申請形式にとらわれない労働実態に応じた税制にすべきであります。

このため、所得税法第 56 条を廃止することを強く要望するものであります。

宮崎県議会の今年度 9 月議会において、同様の意見書の採択が全会一致で決定したところであります。

よって、税法上も、民法、労働法や社会保障上でも、家族従業員の人権保障の基礎をつくるためにも「所得税法第 56 条の廃止を求める意見書」を国に提出していただきますよう、ご尽力お願いいたします。

以上のとおり地方自治法第 124 条により請願書を提出します。

平成 28 年 12 月 12 日

請願者 住所

氏名

都城市議会議長 荒神 稔様

## 所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）

経済の担い手として地域経済の発展に貢献している小規模企業者は、家族従業員の支えによるところが非常に大きい。その労働対価は、所得税法第56条規定により、必要経費に算入しないこととされている。

一方、同法57条では、事業に専従する家族従業員の対価は、青色申告を行うことにより必要経費への算入が認められているが、いわゆる白色申告では、事業主の所得からの控除額として、配偶者は86万円、その他の親族の場合は50万円が認められているだけである。

しかしながら、ドイツ・フランス・アメリカなど世界の主要国においては、家族従業員の労働対価は、一定の要件の下で必要経費として認めており、現在の日本の所得税法上の取扱いは、家族従業員の労働が適正に評価されているとは言いがたく、かねてより、その問題点が指摘されていることから、申告形式にとらわれない労働実態に応じた税制にすべきである。

よって国におかれては、家族従業員の労働が適正に評価されるよう、所得税法第56条を廃止することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月 日

都城市議会

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	伊達忠一	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
総務大臣	高市早苗	殿
内閣官房長官	管 義偉	殿